

森林国営保険法等の一部を改正する法律（概要）

平成26年4月
農林水産省

I 趣旨

森林保険については、火災、気象災、噴火災による森林災害に対応し再造林を確保するセーフティネットとして、森林・林業政策に欠かせないものである一方、近年の行政改革・特別会計改革の流れの中では、安定的な業務運営が確保されるものであれば、国自らが執行する必要性は必ずしも高いものとはいえなくなっており、その実施主体等について議論が行われてきたところである。

こうした中、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「森林保険特別会計を平成26年度末までに廃止し、森林保険業務は森林総合研究所に移管する」とこととされたところである。

このため、関係法令について、所要の措置を講ずる。

II 法律の内容

森林保険事業を政府から森林総研に移管することとし、次の措置を講ずる。

（1）森林国営保険法の一部改正

- ① 法律の題名を「森林国営保険法」から「森林保険法」に改め、法文をひらがな化する。
- ② これまで政府が決定していた保険料率等について、森林総研の自主性を発揮する観点から、森林総研が定め農林水産大臣へ届け出ることとするなど所要の見直しを行う。

（2）独立行政法人森林総合研究所法の一部改正

- ① 森林総研の目的及び業務の範囲に森林保険に係るものを追加する。
- ② 安定的な保険運営を担保する必要があることから、森林保険の業務に要する費用に充てるために長期借入金をし、又は債券を発行すること、これらに係る政府による債務保証を行うことなど、森林総研による森林保険の業務の運営に必要な措置を講ずる。

（3）特別会計に関する法律の一部改正

森林保険特別会計を廃止する。

III 施行期日

平成27年4月1日

森林国営保険法等の一部を改正する法律（概要）

森林保険事業を政府から独立行政法人森林総合研究所に移管することとし、森林国営保険法の規定の整備、同研究所の目的、業務の範囲等の改正、森林保険特別会計の廃止等の措置を講ずる。

森林保険制度をめぐる諸課題

- 特会改革・行政改革による**政府の事業を民間等へ移管**すること等の要請
- 森林保険の市場規模が小さい一方で高リスクという**特性上、民間の主体にゆだねた場合、必ずしも実施されないおそれ**

対応策【改正の概要】

（１）森林保険事業を政府から独立行政法人へ移管（森林国営保険法及び森林総研法の改正）

森林保険事業を政府から**独立行政法人（森林総研）に移管することにより効率的・効果的な業務運営を確保。**

（２）森林保険の安定的運営の確保（森林総研法の改正）

森林所有者が引き続き安心して保険に加入することができるよう、安定的な保険運営を担保する必要があることから、**森林総研が、必要に応じ保険金支払のための長期借入金等を行うとともに、この債務を政府が保証する仕組み等を創設。**

（３）森林保険特別会計の廃止（特会法の改正）

森林保険について、経理を政府が行うものではなくなることから、**森林保険特別会計を廃止。**

期待される効果

- 政府が自ら森林保険を実施しなくなることによる、**行政のスリム化を実現。**
- あわせて、効率的・効果的な森林保険の業務運営により、**サービスの向上等**に寄与。

※森林保険基礎データ※

- 森林国営保険
 - ・創設：昭和12年
 - ・保険者：政府（森林保険特別会計を設置して経理）
 - ・対象とする災害：火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）、噴火災
- ・総加入面積：91万ha(H24)
- ・契約件数：13万件(H24)
- ・積立金：209億円(H24)